

# セクハラ防止相談ガイドライン

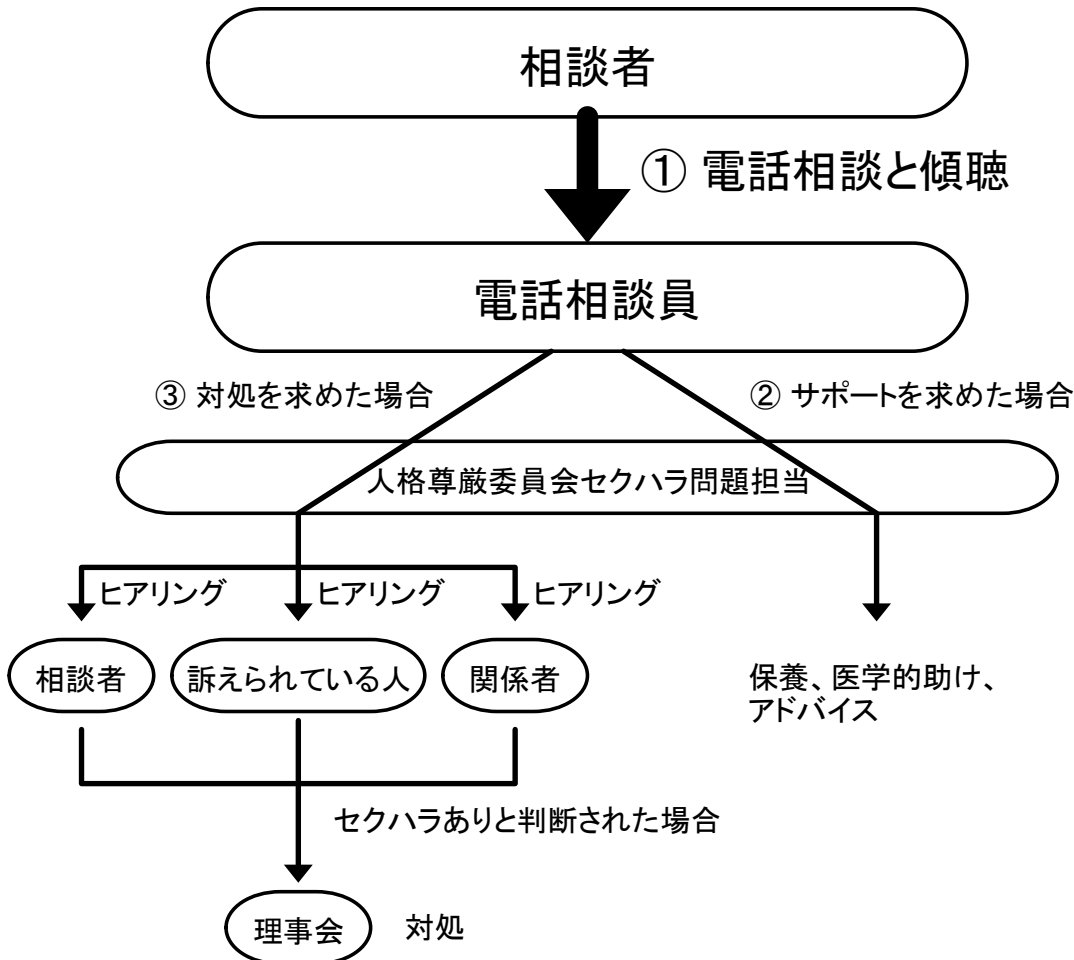
日本同盟基督教団人格尊厳委員会

# セクハラ防止相談ガイドライン

## はじめに

本ガイドラインは、セクハラ相談窓口を実施するに当たり、セクシュアルハラスメント防止細則に基づき、セクハラ具体例、相談の流れ、対処の仕方など、具体的なケースを想定して、判断の参考となるものをまとめたものです。ここに記載したことは一例であり、実際には個々の相談内容に応じて対応していきます。

## 0 セクハラ相談窓口の相談対応の概略（概略図）



なお、調停や調査の必要があれば対処します（流れ図省略）。

## 1 セクハラの基本知識

### 1-1 「セクハラ」とは

セクハラとはセクシュアルハラスメントの略で、「相手の意に反する性的な言動」によって「他人に不当な不利益や身体的又は精神的苦痛を与える」（セクシュアルハラスメント防止細則第1条）ことです。本人が嫌がっている場合はセクハラとなります（もちろん、本人がノーと言えない場合もあります）。セクハラされた人はメンタルヘルスの不調をきたします。またセクハラのある教会は教会内環境が不快なものとなり、全体の雰囲気も悪化します。

### 1-1-1 一般社会の事例

一般社会では以下のものがセクハラとされます。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

#### ①身体的なことがらに関する発言

- ・スリーサイズなど身体的特徴を話題にする。
- ・卑猥な冗談をかわす。
- ・体調が悪そうな女性に「今日は生理か」「もう更年期か」などと言う。
- ・性的な経験や性生活について質問する。
- ・性的な噂をたてたり、性的なからかいの対象とする。

#### ②身体的なことがらに関する行動

- ・ヌードポスターなどを職場に貼る。
- ・雑誌などの卑猥な写真・記事等をわざと見せたり、読んだりする。
- ・身体を執拗に眺め回す。
- ・食事やデートにしつこく誘う。
- ・身体に不必要に接触する。
- ・浴室や更衣室等をのぞき見する。
- ・性的な関係を強要する。
- ・性暴力。

#### ③性別役割の意識（ジェンダーロール）に基づく発言

- ・「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」などと発言する。
- ・「男の子」「女の子」「僕、坊や、お嬢さん」「おじさん、おばさん」などと人格を認めないような呼び方をする。

#### ④性別役割の意識（ジェンダーロール）に基づく行動

- ・女性というだけで職場でお茶くみ、掃除などを強要する。
- ・カラオケでデュエットを強要する。
- ・酒席で、上司の側に座らせたり、お酌などを強要する。

### 1-1-2 キリスト教会の事例

キリスト教会の事例として以下のものがあります。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ・男性牧師が女性スタッフを車に乗せて、ラブホテル周辺をうろつく。
- ・男性牧師が女性信徒に密室でマッサージをさせる。
- ・男性牧師が女性信徒に礼拝堂で二人きりの時に腰に手を回す。
- ・夫である男性牧師が妻に対してDV（ドメスティック・バイオレンス）を行う。
- ・女性教職を女性であるということではけなしたり低く見たりする。
- ・結婚しない理由を執拗に尋ねたり、結婚を執拗に勧めたりする。
- ・結婚している人に対して「赤ちゃんはまだですか」と執拗に聞く。
- ・男女交際について執拗に聞く。
- ・「君の服装は私としては好みなのだけど、その服装で教会に来るのはどうかな」と言う。
- ・「大きい胸が強調されているね。その服装は男を挑発しているよ」と言う。

- ・異性間でハグなど身体的接触をする。
- ・男性牧師が祈っているうち、つい熱心になって相手の女性信徒の手を握る。
- ・あいさつ代わりに「体調はどう?」「顔色悪いよ」と言う。
- ・異性間で内密な話をしているとき、部屋の鍵をかける。
- ・「あの人は異性にだらしない人だ」という噂を流す。
- ・(拒否しにくい関係において) 食事に執拗に誘う。
- ・(拒否しにくい関係において) 男女交際を求める。
- ・児童に対する性的虐待。
- ・強制わいせつ、強姦。

### 1-1-3 女性から男性に対する事例

女性から男性に対するセクハラもあります。たとえば以下のものです。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

- ・彼女がいないことをからかう。
- ・独身男性に対して結婚しない理由を問いただしたり、結婚できない理由を勝手に分析して盛り上がったりする。
- ・頭髪の薄さをからかう。
- ・「男のくせに根性がない」と言う。

### 1-1-4 同性間の事例

同性間でもセクハラは起こります。いずれも本人が嫌がっている場合はセクハラになります。

#### ①女性間でのセクハラ

- ・性や異性との関係についての噂話を流す。
- ・男性経験を詮索する。
- ・仕事の能力と性的特徴を絡める。
- ・胸の大きさをからかう。
- ・後ろから抱き付き胸を触る。

#### ②男性間でのセクハラ

- ・性体験や異性との関係について根掘り葉掘り聞きだす。
- ・男性器の大きさをからかう。
- ・聞くに堪えない下ネタ話を聞かせる。

## 1-2 ハラスメントについて

### 1-2-1 ハラスメントとは

セクシュアルハラスメントのハラスメントとは「いじめ」や「嫌がらせ」のことですが、特に力関係で優位にある者が劣位にある者に対して、人格や尊厳を傷つける態度によって、繰り返し身体的苦痛や精神的苦痛を与える言動を指します。ハラスメントをされた結果として、うつ病などメンタルヘルスの不調をきたし、生きづらさを抱えてしまいます。

ハラスメントには、日常生活上のエチケット違反とされるものから違法悪質なものまで含まれます。またハラスメント対策では物理的な暴力行為も含まれます。

## 1-2-2 逆らいにくい関係について

対等な関係であればハラスメントをされても「ノー」と言えますが、対等でない関係ではハラスメントをされても逆らいにくいものです。逆らいにくい関係とは、上司部下といった上下関係に限らず、力関係において優位にある者と劣位にある者の間にあります。教会における優位性として、たとえば権威、威圧感、話術、有力信徒、縁故関係、在籍年数などあります。またグループ対個人も優位劣位の関係を生みます。優位性が存在することが即ハラスメントではありませんが、優位劣位の関係が逆らいにくい関係を生じ、ハラスメントを起こす背景になります。ハラスメントの判断をするときは、逆らいにくい関係の有無や程度を確認します。

## 1-3 セクハラによる被害

### 1-3-1 セクハラの被害事例

セクハラされることによりメンタルヘルスの不調をきたします。身体症状として現れる場合もあります。また暴力行為を受けた場合には身体的外傷を受けます。セクハラの被害事例としては以下のものがあります。

- ①メンタルヘルスの悪化（恐怖感、意欲減退、疲労感、虚脱感、倦怠感、罪悪感、自責感、自信喪失、自己嫌悪感など）
- ②精神疾患（気分障害、うつ病、パニック障害など）
- ③身体症状（睡眠不足、頭痛、腰痛、体重増減など）
- ④就労状態の悪化（ミスの増加、遅刻・欠勤の増加、物忘れの増加など）
- ⑤深刻な被害（傷害、退職、急性ストレス障害、PTSD、自死、過労死、人間不信、棄教など）
- ⑥身体的外傷（打撲傷、裂傷、あざ、骨折、刺し傷、火傷など）

### 1-3-2 PTSD（心的外傷後ストレス障害）について

セクハラにより被害者が PTSD になることがあります（たとえば熊本事件、神戸地裁 2003 年判決）。最新の DSM-5（精神障害の診断と統計マニュアル、アメリカ精神学会、2013）では PTSD 症状として以下のように説明しています。

- （1）過覚醒症状：交感神経系の亢進状態が続いていることで不眠やイライラなどの症状。
- （2）再体験（侵入）症状：原因となった外傷的な体験が、意図しないのに繰り返し思い出されたり夢に登場したりすること（フラッシュバックなど）。
- （3）回避症状：体験を思い出すような状況や場面（トリガー）を意識的あるいは無意識的に避け続ける行動をとること。
- （4）麻痺・否定的認知や否定的気分：
  - ①麻痺とはトラウマ体験の重要な部分を思い出せない（健忘）、重要な活動への関心や参加が著しく減る、他の人から孤立し疎遠になったと感じる、「愛おしい」というプラスの感情をほとんど感じない、未来が短縮した感じ、など。
  - ②否定的認知とは、「自分は悪い人間だ」とか「誰も信用できない」とか「世界は危険でしかない」といった、自己や他者や世界へのネガティブで強固な思い込みで事件の前にはなかったもの。
  - ③否定的気分とは、事件に関してずっと過剰に自分を責めたり、他者を恨み続けること、恐怖や戦慄（おぞましさ）、強い怒り、罪悪感、恥辱感といったマイナスの感情・気分を強く持ち続けること。

こうした PTSD 症状がみられる場合には重度のセクハラ体験をした可能性があります。被害者のメンタルヘルスの回復を図るとともにセクハラの対処が望まれます。

## 1-4 二次被害について

### 1-4-1 二次被害とは

二次被害とは「周囲の人に相談したことにより被害者が不利益や身体的又は精神的苦痛を被ること」（セクシュアルハラスメント防止細則第1条）です。「被害者に落ち度があったと責める」、「被害を矮小化する」、「加害者を擁護する」、「相談、問題化することを非難する」などの内容の言動を含みます。

二次被害にあたる言動により、被害者はさらなるメンタルヘルスの不調をきたしてしまいます。また被害者はますます自分を責め、相談しづらくなってしまい、問題解決・防止が困難になります。また加害者の態度を許容していくことになり、セクハラを許容する環境を作ってしまいます。したがって、被害者の周囲の人間や相談された人は、二次被害となる言動を行ってはなりません。

なお判例によれば、二次被害を行った人物に対して、被害事実が認定され損害賠償命令が出されたこともあります。

### 1-4-2 二次被害となる言動の例

#### ①被害の原因を被害者に落ち度があったためとすること

- ・「あなたも悪い」「あなたにもスキがあった」「あなたから誘ったのでは？」などと言う。
- ・「逃げればよかったですよね？」「同意の上でしょう？」などと言う。

#### ②被害者の性格や気持ちのせいにして被害事実を無かったことにすること

- ・「あなたは神経質すぎる」「あなたは生真面目すぎる」などと言う。
- ・「あなたの思い過ごし」「あなたの気のせい」などと言う。

#### ③被害の重みを被害者以外が判断し、矮小化すること

- ・「それぐらい当たり前」「それぐらい たいしたことない」「あなたよりひどい人もいる」などと言う。

#### ④加害者を一方的に擁護すること

- ・「あの人がそんなことをするとは思えない」「男なんてそんなもんだよ」などと言う。

#### ⑤被害者についての噂を流布したり、誹謗中傷をすること

- ・「個人的な恋愛感情のもつれらしい」などと憶測のうわさを流し、被害者を孤立させる。
- ・「被害者はうそつきだ」「被害者は頭がおかしい」「加害者をはめようとしているのではないか」などと言う。

#### ⑥相談、問題化することを非難すること

- ・「皆我慢しているのだから、我慢したほうがいいよ」、「なぜ今頃になって言い出すの」などと言う。
- ・「終わったことでしょう？」「もう忘れてしまったら」などと言う。

#### ⑦相談、問題化することについて被害者を脅迫・威圧したり、報復行為をすること

- ・行為者が被害者に対して「セクハラをされたと誰かに口外したらただでは済まないぞ」などと言う。
- ・相談、問題化したことを理由として、さらなる就学、就労上の不利益を与える。

⑧解決を急ぐこと

- ・被害者の了解なく解決を進める。

## 2 相談について

### 2-1 相談者の範囲

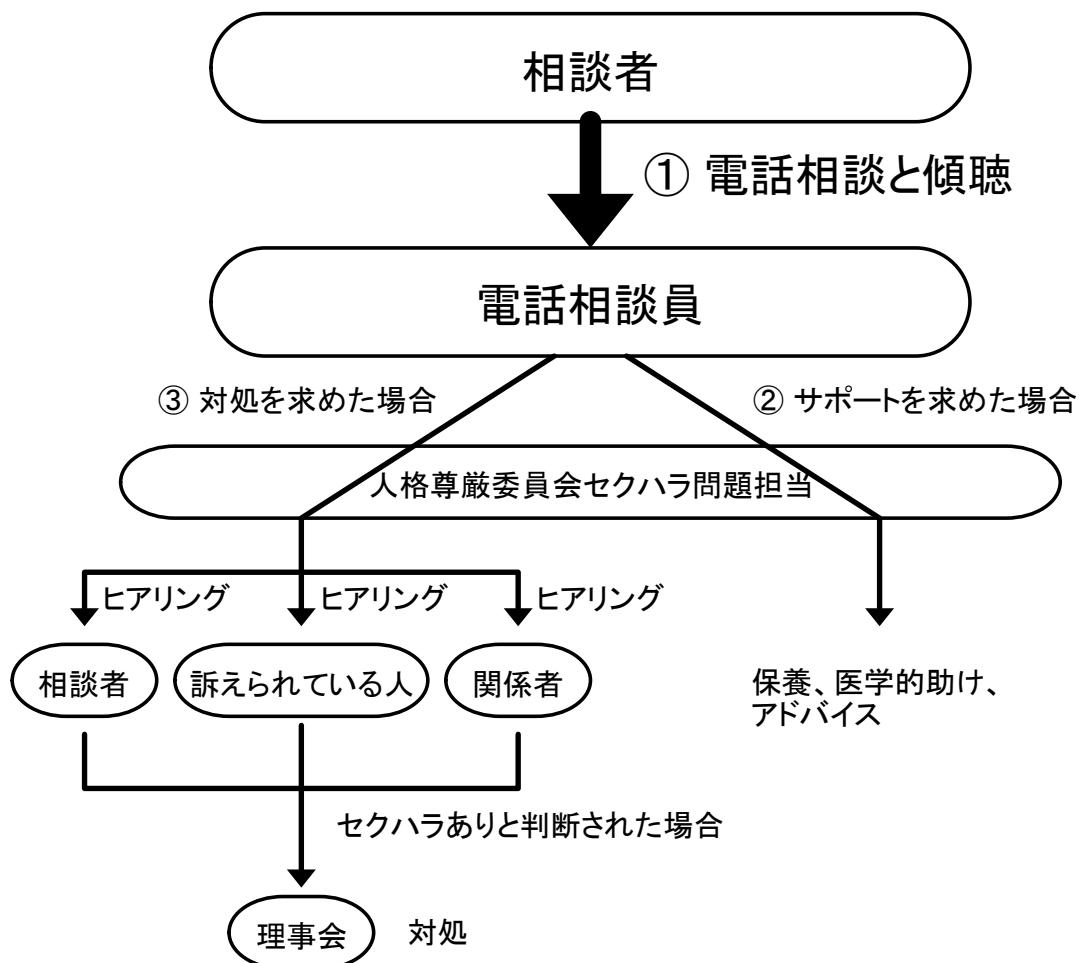
もし教会の中で相談できるなら教会に相談してください。しかし教会で相談できる人がいなかったり、教会で対応が難しい場合には相談窓口にご相談ください。

信徒同士のセクハラ問題は所属教会の牧師に相談してください。しかし牧師に相談しにくい場合には相談窓口にご相談ください。

相談窓口では以下の範囲で相談を受け付けます。

- ①基本的に、同盟教団に属する教師または信徒からの相談であれば受け付けます。同盟教団の教会に通う求道者や未信者も含まれます。たとえば「私は同盟教団の信徒だが、牧師からセクハラされた」とか「私は同盟教団の伝道師だが、未信者からセクハラされた」という相談は受け付けます。
- ②相談者には家族も含まれます。たとえば「私の娘が同盟教団の牧師からセクハラされた」という相談は受け付けます。
- ③相談者には知り合いも含まれます。たとえば「私の友人が同盟教団の牧師からセクハラされた」という相談は受け付けます。
- ④同盟教団の施設や各教会が運営する施設や事業所などにおけるセクハラ相談を受け付けます。たとえば、同盟教団所有のバイブルキャンプでセクハラがあったという相談は受け付けます。
- ⑤同盟教団と無関係の人同士によるセクハラ相談は受け付けません。
- ⑥被害者または行為者のどちらかが同盟教団の教師・信徒であれば、相手が同盟教団の教師・信徒でなくても相談は受け付けます。たとえば、「私は同盟の牧師だが、他教団の信徒からセクハラされた」という相談は受け付けます。
- ⑦同盟教団の教師・信徒が一般の会社や学校でセクハラされたときの相談は受け付けます。なおこの場合、人格尊厳委員会セクハラ問題担当は当該会社や学校の相談窓口と連携をとります。たとえば、「私は同盟教団の信徒で民間会社に務めているが、その職場でセクハラされた」という相談は受け付けます。そして人格尊厳委員会セクハラ問題担当は当該会社のセクハラ相談窓口ご連絡します。
- ⑧他教団で発生したセクハラ問題については、相談は受け付けません。たとえば、「A 教団の信徒が A 教団の牧師からセクハラされた」という相談は受け付けません。
- ⑨他教団や超教派集会の場で、被害者または行為者が同盟教団の教師・信徒の場合、相談は受け付けます。たとえば、「同盟教団の教師が他教団の集会に行き、そこで他教団の信徒にセクハラを行った」という相談は受け付けます。
- ⑩現在同盟教団の教師・信徒ではないが、事件発生当時は同盟教団の教師・信徒であった場合には相談は受け付けます。たとえば、「私は今は他教団の信徒だが、当時同盟教団の信徒であった。そして当時同盟教団の牧師だった人物からセクハラされた」という相談は受け付けます。

## 2-2 相談から対処までの概略



- ①相談窓口では電話相談員が相談者の話を傾聴します（これが基本的な業務です）。
- ②もし相談者（被害者）へのサポートが必要な場合には専門家や関係機関と相談の上、保養、医学的な助け、アドバイスなどをします。
- ③もし相談者がセクハラ事件への対処を求める場合には、まず相談者（被害者）および訴えられている人（行為者）からヒアリングをします。また必要に応じて両者の関係者からヒアリングをします。ヒアリング内容に基づき、人格尊厳委員会セクハラ問題担当がセクハラか否かの判断をします。もしセクハラがあったと判断された場合には、理事会が必要に応じて対処します。
- ④なお訴えられている人（行為者）が信徒や教団外の人の場合、対処に限界があることをあらかじめご了承ください。
- ⑤必要に応じて調停や調査を実施する可能性があります。

## 2-3 電話相談の実際

### 2-3-1 電話相談員

電話相談員は同盟教団の教師または信徒のうち、本人の同意の元、人格尊厳委員会セクハラ問題担当が社会局長を通して理事会に推薦し、理事会が承認した人物が担当します。

電話相談員は、電話相談員になる時および定期的に研修を行い、セクハラに対する正確な理解と認識を持ち、聴く技術を身に付け、相談者が相談しやすいようにしなければなりません。

電話相談員は、相談者に対して二次被害を与える言動をしてはいけません。



### 2-3-2 電話相談員の役割

- (1) ゆっくり、時間をかけて聞くこと
- (2) 被害者の心のケアをすること
- (3) 相談者の気持ちに共感し、感性を肯定すること
- (4) セクハラについてきちんと説明すること
- (5) セクハラ神話から解放すること
- (6) どのような選択肢があるかを説明し、相談者の要望を聞くこと

### 2-3-3 相談を受ける時の注意点

- (1) 相談者に二次被害を与える言動をしないこと
- (2) 相談者を追い詰めたり非難しないこと
- (3) 相談者の話に疑いをはさまないこと
- (4) 相談者のプライバシーや人権を守ること

### 2-3-4 事実の聴取

電話相談員は相談者の気持ちに寄り添いつつ、以下の事実を聴取します。

- (1) 行為者は誰か
  - ① 行為者と相談者の関係
- (2) 問題行為が、いつ、どこで、どのように行われたか
  - ① 日時、場所、具体的な内容
  - ② 医療機関への受診の有無
  - ③ 目撃者や証人はいるか
  - ④ 前兆的な行為の有無（たとえば食事の誘いやプレゼントなど）
- (3) 相談者はどのように感じたか
  - ① 驚き、不快感、恐怖心など、その時の気持ちや程度を本人の言葉で述べてもらう。
  - ② 身体反応はあったか（身体ふるえ、冷や汗、動悸、吐き気など）。
- (4) 相談者はどのように対応したか
  - ① ノーという意思表示をしたか（抗議したか、逃げた、無視したなど）。
  - ② 意志表示をしなかった（驚いて何も言えなかった、報復を恐れてできなかったなど）。
- (5) 行為者は他の人に対しても同様の行為はあるか
- (6) 誰かに相談したか（牧師、友人、家族、警察、公的相談窓口など）
  - ① 相談した結果、どう考えたか。
- (7) 相談者と行為者の現在の関係
  - ① 問題行為は継続しているか。
  - ② 行為者から圧力的な言動があるか。
  - ③ 相談者の教会内での生活に支障があるか。
- (8) 相談者の現在の心身の状態
  - ① どのような気持ちで過ごしているか。
  - ② 何か心身反応はあるか。
    - ・ 精神面：頻繁に思い出す、不安感や恐怖心が消えない、抑うつ状態、集中力の欠如、突然の

怒り、イライラ感。

・身体面：不眠、食欲不振、吐き気、微熱、疲労感、肌荒れ、その他の身体の不調。

(9) どのような解決を望むか

- ①話を聞いてほしい。
- ②事情を報告するだけでよい。
- ③自分で解決したい。
- ④行為者の言動を止めてほしい。
- ⑤行為者に謝罪してほしい。
- ⑥行為者との接点をなくしたい。
- ⑦行為者に注意・警告をしてほしい。
- ⑧行為者を処分してほしい。

### 2-3-5 電話相談員から人格尊厳委員会セクハラ問題担当への報告

電話相談員は相談者から了解の上、相談内容や要望を人格尊厳委員会セクハラ問題担当に報告します。

## 2-4 ヒアリングについて

相談者が事態の対処を求める場合には、まず相談者、訴えられている人双方からヒアリングを行います。また必要に応じて関係者からもヒアリングを行います。ヒアリングは強制ではなくあくまでも本人の同意のもとに行われなければなりません。

ヒアリングの方法は、面接が望ましいですが、場合によって電話やメールもあります。

### 2-4-1 相談者からのヒアリング

電話相談の内容を確認し、必要に応じてヒアリングを行います。

### 2-4-2 訴えられている人からのヒアリング

- ①ヒアリングを行うに際して、相談者の同意を得る。
- ②訴えられている人のヒアリング担当者は、相談者のヒアリング担当者とは別の人であることが望ましい。
- ③訴えられている人にヒアリングの目的を説明し、同意を得る。この時、召喚するような口調は避け、協力を求めるという態度をとる。
- ④ヒアリングは、訴えられている人にとって望ましい解決を得るためにも必要であることを伝える。
- ⑤訴えられている人のプライバシーは守られることを伝える。
- ⑥訴えられている人に対し、加害者だという決めつけを慎み、悪者扱いするような態度は避ける。
- ⑦訴えられている人の名誉や尊厳を傷つけないように配慮する。
- ⑧訴えられている人の弁明の機会を十分に与える。
- ⑨虚偽や隠ぺいは許さないという毅然とした態度をとる。
- ⑩ヒアリングを受けた内容について相談者や周囲の者に問いただしたり、相談者に圧力を掛けた

りしないように伝える。また相談者が匿名希望の場合には、相談者を探し出したりしないように伝える。

### 2-4-3 第三者からのヒアリング

- ①ヒアリングを行うに際して、相談者の同意を得る。
- ②第三者のヒアリング担当者は、相談者や訴えられている人のヒアリング担当者とは別の人であることが望ましい。それができない場合は当事者双方のヒアリング担当者が協力してヒアリングを行う。
- ③第三者のプライバシーは守られることを伝える
- ④ヒアリングに協力したことで不利益は生じないことを伝える。
- ⑤第三者が状況説明をする際には、客観的な説明を用いる。
- ⑥当事者双方に対する個人的な感情にとらわれず、客観的な事実を述べてもらう。
- ⑦個人間の争い事ではなく、教会や教団の問題としてとらえてもらう。
- ⑧第三者とのヒアリングに必要な部分以外は開示しない。
- ⑨当事者双方のプライバシー保護のために、当該事情に関して他言しないことを求める。

## 2-5 事実認定について

### 2-5-1 証拠の有無について

セクハラは密室の中で行われることも多く、証拠の少ないことが問題となります。事実認定を争う場合には証拠の冷静な検討が必要であり、検討結果の説明はきちんと行うべきです。

しかし被害者自身、客観的証拠がないことで自分の話を信じてもらえないのではないかと、事実認定されないのではないかという気持ちを抱きながら相談に来ていることも多く、相談の最初から「証拠がないと難しい」ということを言うてはいけません。

客観的証拠がなくても相手が認める可能性もあり、またたとえ相手が否認しても被害者の話が具体的かつ詳細で自然であれば被害者の話は信用できると判断される場合が多いので、客観的証拠の存否にこだわらず、丹念に話を聞くことが大切です。

証拠の問題は事実が明らかになってから検討すればよく、相談の当初は事実関係の把握に努め、証拠の心配はしないで被害者に語らせることが必要です。

### 2-5-2 証拠の収集・確保

継続して相談を受ける時には、被害者に簡単なものでよいから時系列に沿ったメモなどを作成してもらい、関係すると思われる資料をすべて持参してもらうようにします。事案を理解検討するためにも必要でありますし、被害者自身が記憶を整理し、証拠の散逸を防ぐ意味でも大切です。

加害者がまだ同じ教会にいたりセクハラを継続している場合には、これから先でも良いのでメモや録音や写真などであったことを細かく記録することを指示します。

セクハラは一人の加害者から複数の被害者を生じている場合があります。似たような被害経験をしている人と協力できればなおよいです。

### 2-5-3 セクハラ判断の心得

人格尊厳委員会セクハラ問題担当は相談毎にセクハラか否かを判断する必要に迫られます。ヒ

アリングが実施された場合も同様です。セクハラ判断にあたり以下の点を心得ておきます。

- ①その言動がセクハラに該当するか否か、「本人の意に反する性的な言動」の有無、「教会内環境が害された」か否かが争われる状況は多様であり、個別の事案に応じて判断を行う必要があります。この点、被害者保護の観点からは被害者の主観を重視すべきこととなりますが、他方で、かかる判断は教団の法的義務の要件となることから、一定の客観的基準に従うべきこととなります。
- ②一般的には、強い精神的苦痛をもたらす性的な言動の違法性、性的な言動の継続性・頻度、被害者からの拒否の意思表示の有無、被害者が被った心身の悪影響の重大性、等を斟酌して教会内環境が害されているか否かを判断することとなります。
- ③なおそもそも逆らいにくい関係性においてセクハラが生じやすいことからして、被害者からの拒否の意思表示がなかったとしてもこれをマイナス評価とすべきではありません。
- ④また、性的な言動に対する評価は男女間の認識に大きな差異があるため、被害を受けた人物が女性である場合には「平均的な女性の感じ方」を基準とし、被害を受けた人物が男性である場合には「平均的な男性の感じ方」を基準とします。

#### 2-5-4 セクハラ判断の要点

##### (1) 社会通念

たとえば、礼拝の服装について牧師から注意されたことがセクハラに当たるかどうかについては以下のように判断します。教会の文化によって程度の差はありますが、礼拝の服装として非常識なものであれば、注意されたことを不快に感じていてもそれはセクハラではありません。ただしその際人格や尊厳を傷つける言い方がなされればそれはセクハラになります。

##### (2) 倫理的な非難の枠の逸脱。社会的相当性に照らして

##### (3) 性差における「平均的な感じ方」

被害者が女性の場合には「平均的な女性の感じ方」を基準とし、被害者が男性である場合には「平均的な男性の感じ方」を基準とします。

##### (4) 加害の程度

##### (5) 被害の程度

##### (6) 頻度

#### 2-5-5 双方の主張が異なる場合

##### (1) 証拠（証言）

相談者と訴えられている者、双方からヒアリングを行った結果、双方の主張が異なる場合があります。写真や音声など物的証拠、あるいは目撃証言があれば、判断材料を増やすことができます。

##### (2) 関係者からのヒアリング

一般にセクハラは二人だけの状況で起こりやすいので、証拠や目撃証言を得ることは乏しいと考えられます。またセクハラの手続きは事件から相当日数を経過してからなされることもあります。このような場合、関係者からヒアリングすることで、当事者（相談者および訴えられている者）の普段の状況を知ることができます。これを参考にします。

### (3) 最後は委員会の判断

証拠も得られず関係者からもヒアリングが得られない場合、セクハラに詳しい専門家（弁護士など）に協力を得ることもできます。しかし最後は委員会が判断します。委員会は判例研究や事例研究を行い、常日頃からセクハラ判断のセンスを磨いておく必要があります。

## 3 被害者支援としてできること

- ①被害者が望むなら、当事者同士が会わないようにあつせんする。
- ②被害者が望むなら、安心して話し合える場を設けるなど、当事者間の関係を改善するためのあつせんをする。
- ③被害者が悪評や不利益を受けている場合にはその回復を図るよう支援する。
- ④被害者が望み、かつその必要性があると判断された場合には、被害者が保養できるように支援する。
- ⑤被害者のメンタルヘルスが不調な場合には、メンタルヘルスの回復を支援する。
- ⑥うつ病やPTSDなど精神的後遺症がみられる場合には必要に応じて専門機関を受診・通院できるように支援する。
- ⑦上記に関して、被害者が本教団の教職者の場合、教職者としての地位を保持しつつ、回復するまで安心して休めるように支援する。
- ⑧被害者が教団内外において法的な対処を望む場合、可能な範囲で支援を行う。
- ⑨その他、教団として可能な範囲で支援を行う。

## 4 加害者に対する措置（懲罰、教育など）としてできること

- ①加害者に問題行動を控えるように注意を促し、被害者が要求する場合や良好な人間関係の構築または被害者のダメージ回復のために必要と考えられる場合には謝罪してもらう。
- ②必要に応じて、被害者に対する不利益について回復や賠償してもらう。
- ③加害者がセクシュアルハラスメントに対する理解が不足している場合は、教育を行う。
- ④加害者のその後の行動を観察し、問題のある行動については適宜注意するなどの指導を行う。
- ⑤被害者が望むなら、安心して話し合える場を設けるなど、当事者間の関係を改善するためのあつせんをする。
- ⑥加害者の加害行為の背景に加害者本人の過重労働やストレス過多などによりメンタルヘルスの不調がある場合には、カウンセリングや休息など加害者本人に対するメンタルヘルスの回復の支援をする。
- ⑧悪質であると判断された場合、教団の手続きに従って懲戒処分を行う。

## 5 セクハラと戒規について

- ①信徒の戒規については、各個教会に委ねられています。
- ②教師の戒規については、戒規委員会に委ねられています。

## 6 神学的課題のある事柄について

- ①同性愛についての神学的判断は相談業務においては棚上げし、もっぱら人格尊厳問題を取り扱うこととします。

## 7 人格尊厳委員会セクハラ問題担当、および調査委員会が理事会に報告する中身について

- ①人格尊厳委員会セクハラ問題担当のミッション（任務）は、被害者の癒し、加害者の癒し、教会の癒し。いわば医師や弁護士のようなものです。特に被害者の気持ちを最優先し、固有名詞や事実関係について、被害者が望まないものに関しては報告しません。
- ②調査委員会のミッション（任務）は白黒つけること。いわば検察・裁判所のようなものです。調査した限りの報告をします。ただしプライバシーにかかわるものについては報告しません。

## 8 啓発活動について

松原湖研修会、補教師研修会、「世の光」紙などさまざまな機会を用いて、セクシュアルハラスメントについての正しい認識をひろげるために啓発活動をします。

## おわりに

このガイドラインは相談窓口設置以前に作成したものです。今後相談窓口が設置され、実際に運用され実例が積み重ねられていくにつれて、様々な実態に応じて適宜、加筆修正削除されることがあります。

2015年2月27日 作成

2016年9月15日 文言訂正

人格尊厳委員会